

Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

【基本認識】

○ 女性や若者に選ばれる地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画を推進し、それぞれの地方の持つ良さを生かしながら、女性や若者が様々な活動に参画でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠である。

○ 様々な活動に多様な人材が参画することは、全ての人が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性が尊重される地域社会の実現に寄与するとともに、地域の経済社会に、商品開発などの新規の発想やイノベーションをもたらし、持続的な発展を確保する上でも極めて重要な意義を持つ。女性など多様な人材が様々な活動に参画でき、暮らしやすい地域にシフトする上で、誰もが働きやすい職場づくり、発言しやすい地域社会づくりが重要である。

なお、若者が出身地域を離れた理由として、男女とも「希望する進学先が少なかったから」「やりたい仕事就職先が少なかったから」「地元を離れたかったから」とする者の割合が高い。特に「地元を離れたかった」とする者の割合は女性で高い。また、出身地域を離れた者の多くが出身地域に愛着がある一方で、固定的な性別役割分担意識ゆえに出身地域に戻らないといった指摘もされている。こうした背景にある根強い固定的な性別役割分担意識は、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男女間の賃金格差にも影響を与えているだけでなく、男性にとっても、過重労働など心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面もある。このため、地域における男女共同参画の推進は、若年層の大都市圏への転出超過傾向の緩和や反転にも寄与するものと考えられる。

○ 従って、6次計画の他分野にあるように、意思決定層への女性の参画拡大、仕事と家事・育児・介護・健康・学び等の両立支援、多様な働き方の実現等といった既存組織での取組により、地域社会づくりを推進する必要がある。

○ また、地域の伝統文化などの資産、地域で解決すべき社会的課題などに着目し、女性が起業することも有効である。起業は、女性が働きやすい雇用環境の創出、女性の視点を生かした商品・サービス開発の促進や、固定的な性別役割分担意識に起因する課題を取り除いていくことなどを通じ、「女性にも選ばれる地方」の実現に寄与する側面がある。起業を人生の選択肢にする観点からも大都市圏との「情報格差」（ロールモデル、ネットワーク）と「意識格差」（固定的な性別役割分担意識）の双方の解消が必要となる。

○ 多様性が尊重されることによる新規の発想やイノベーションという観点からは、地域の農林水産業やその周辺産業にも影響を及ぼしつつある気候変動問題についても、女性の視点を生かした商品・サービス開発等の取組が地域経済の新たな可能性を引き出すことに貢献することが期待される。また、現在のテクノロジーの進展を踏まえ、デジタル分野におけるリ・スキリングを始めとする人材育成などを推進し、地域の埋

もれた資源と、それが生み出す商品・サービスの消費地等を結び付けることも有効であると考えられる。

- 地域における男女共同参画の推進は、工夫すれば、地域の経済社会の抱える高齢化や人手不足、気候変動の影響などの課題の同時解決にも寄与すると期待される。例えば、農林水産分野では、ロボットやIoT等のテクノロジーを取り入れ、ドローンによる農薬散布、AI技術によるモニタリング等のスマート技術を活用することで身体の負担を軽減し、女性が働きやすい環境を整えることが可能となる。また、テレワーク型のモニタリングや管理業務の導入により、家事・育児・介護との両立を支援し、多様な働き方の実現が期待できる。

なお、環境問題は地域経済や生活環境にも影響を与えるものである一方、当然、地域のみで解決できる問題ではない。地域で生活環境の変化を含めた気候変動の影響を乗り越える取組を進めるに当たって、また、国等において環境に影響を与える産業政策・エネルギー政策の取組に当たって、男女共同参画の視点が反映されることが重要である。

- 地域の経済活動のみならず、自治会、PTA、防災組織、地域に根差した組織・団体において、女性の視点を取り入れやすくすることも重要である。また、地域において男女共同参画の様々な課題に取り組むNPOなどの団体と自治会などとの間で様々な形で連携を行うことにより、女性や若者の声が反映されやすくすることも重要である。

同時に、女性の声が反映されやすくするためには、地方議会の議員、自治会の役員や農業委員会の委員、農業協同組合や漁業協同組合の役員、土地改良区等の理事、地方公共団体の防災会議委員等の地域の女性リーダーの育成を行うことも重要である。

- 教育に関しては、各都道府県の女性の大学進学率の差も認められるところ、性別を理由に女性が大学への進学を断念せざるを得ないということのないよう、また、進学の際に出身地域を離れる者が多いことも踏まえ、例えば、各地域の魅力的な大学づくりの取組を進めるなど、女性が進学しやすい環境を整備することも重要である。
- 地域における男女共同参画を推進するに当たっては、地方公共団体（男女共同参画センターを含む）、中小企業、商工会議所、自治会、NPOなど様々な主体が連携することが重要である。
- 先進的な取組を進めている地域においては、地方公共団体が、地域の経済界や自治会、地域内外のNPOやメディアなど各種団体等と協働し、働き甲斐や働きやすさなどに着目した働き方改革や、女性の登用・育成の見直し、固定的な性別役割分担意識の改善に取り組んでいる。こうした取組を進めるに当たり、地方公共団体や地域の経済界など各分野のトップがコミットしつつ、男女共同参画の視点を生かした総合戦略を全庁横断的に策定したり、地域の男女共同参画の状況を示すデータを活用したり、未来の望ましい状態や目標を設定し、その状態を達成するために未来から逆算して計画を立てるバックキャストの手法を活用するなど、工夫あるアプローチをしている点、注目に値する。
- 各地方公共団体において、上記のような先進事例も参考にしつつ、それぞれの地域の男女共同参画社会を取り巻く実情を踏まえて、取組を進めることが期待される。国は、こうした取組を資金面、人材面、データ面、ノウハウなど様々な形で支援していくことが期待される。

- こうした取組を進めるに当たっては、男女共同参画センターなどの拠点機能の充実を図るとともに、そうした充実化を男女共同参画機構など国が支援することも重要である。
- また、当事者の感じている課題や障壁と向き合うことが効果的な取組に資することにかんがみ、立案や推進の適切な段階において、当事者である女性や若者の声を反映させることが重要であることに留意する必要がある。
- 平時から女性が参画し、声を上げやすい地域づくりを進めることは、防災の観点からはフェーズフリーの考え方にも合致し、災害時においても、被災後、復興等のそれぞれの局面において、被災者の半数である女性の視点が反映され、地域の防災力を高めることに寄与するものとして、安心・安全な地域づくりにも貢献するという視点を持つことが重要である。
- 以上のような取組を進め、様々な分野における女性や若者の参画・活躍が進むことで多様な視点が取り入れられ、地域で解決すべき社会課題の克服が促進されることが期待される。女性の活躍推進を通じて、地域の多様性を尊重し、地域社会の活力を高めることにより、日本全体の活力を作り出していく。

<施策の基本的方向と具体的取組>

1 女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

- 女性にも選ばれる地域づくりのためには、意思決定層への女性の参画拡大、仕事と家事・育児・介護・健康・学び等の両立支援、多様な働き方の実現等、様々な分野において、男女共同参画の取組を推進することが重要である。
- 女性が働きやすい雇用環境への改善や女性の育成・登用、女性の起業の支援など、企業等における男女共同参画の推進について、国は、各種補助制度等を活用し、地方公共団体が行う様々な取組を支援することが求められている。
- 農林水産業の発展、農山漁村の魅力を増すためには、女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要であり、女性が地域の農林水産業の方針決定過程に参画し、女性の声を反映させていくことが必要である。
- 政策・方針決定過程への女性参画という観点では、地方公共団体の長や地方議会議員、審議会等委員など、女性を含めたより幅広い層が参画できる環境を整備することは、地域社会の発展には欠かせない。
- また、それらの取組とともに、社会における慣行等を含め、根強い固定的性別役割分担意識等の解消に向けた男女双方の意識改革と理解を促進する。

(2) 具体的な取組

ア 企業等における男女共同参画の推進

- ① 地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で、地域の実情に応じて行う、多様で柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材・女性起業家の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、学び直しやキャリア形成の支援、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等にかかる中小企業・小規模事業者への支援などの取

組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については、地方財政措置が講じられており、各地方公共団体の状況に応じて、自主財源の確保を働きかける。

- ② 女性や若者等の移住・定着の推進のため、地域を支える企業等への就業と移住や、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組等について、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援する。
- ③ 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表や、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を要請等により促進するとともに、令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法に基づき、女性管理職比率の公表等新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図る。（再掲）
- ④ 公共調達において、女性活躍推進法に基づく認定の取得等をしたワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。（再掲）
- ⑤ 地方においても時間や場所を有効に活用でき柔軟に働ける環境整備に向け、テレワークの導入・改善を検討している企業に対するコンサルティングや、中小企業事業主に対する助成金等の各種支援策を推進するとともに、リモートによる副業・兼業の推進等の地方の課題解決等を図る取組等を推進する。（再掲）
- ⑥ 中小企業に対して、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入や業務の代替等の支援を実施するとともに、男女ともに労働者が円滑な育児休業の取得や職場復帰、その後の仕事・キャリア形成と育児との両立が図られる雇用環境を整備するため、専門家が中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。（再掲）
- ⑦ 「共働き・共育て」の推進の観点から、子の出生直後の一定期間以内に、両親が14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、育児休業給付金に加えて、休業開始前賃金の13%を出生後休業支援給付として支給し、育児休業給付と合わせて休業開始前賃金の80%（手取りで10割相当）を実現するとともに、制度の周知に取り組む。
また、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、男女共に時短勤務を選択しやすくなるよう、2歳未満の子を養育するために時短勤務をする場合に、育児時短就業給付として時短勤務中の賃金の10%を支給するとともに、制度の周知に取り組む。（再掲）
- ⑧ 建設産業、海運業、自動車運送事業等（トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士）、女性の少ない業種・職種において、多様な人材が働きやすい環境の整備等により、女性の就業及び定着を促進する。（再掲）
- ⑨ 各地域における交通やまちづくりの分野において、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する「ジェンダー主流化」を進めるため、業界の枠を超えた企業経営者や管理職、一般職員等の様々な階層の職員同士が交流を深め、横の連携を図ることのできるコミュニティの構築を推進することにより、女性活躍の取組や男女の異なるニーズを反映したサービス提供の促進を図る。（再掲）
- ⑩ 企業や地方公共団体などの組織における女性人材の発掘、能力開発、登用、そのための意識変革・働き方改革などの取組を促進すべく、男性の意識と行動の変革を目指

すリーダーの会について新たな行動宣言の下に女性リーダーの参加を促し、地方の企業や中小・小規模事業の経営者の賛同を増やす。

- ⑪ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aを促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。また、その活用事例を展開していく。(再掲)
- ⑫ 「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金調達支援を実施し、女性の起業を後押しする。
- ⑬ 女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、多様なロールモデルについて、関係機関等に周知・普及を図る。(再掲)
- ⑭ 男女共同参画センター等の関係機関とも連携しつつ、全国各地における女性起業家支援の好事例についての横展開や女性起業家支援ネットワークの構築を図ることで、女性起業家を総合的に支援する。(再掲)
- ⑮ 女性がアクセスしやすい男女共同参画センター等を女性の起業支援の拠点として、地方公共団体において実施する、女性のための起業セミナーやチャレンジショップ等の継続的な開催を通じた女性起業家のネットワーク形成など、女性の起業支援の取組を、地域女性活躍推進交付金を始めとする財政支援や男女共同参画機構における全国的な外部専門人材のデータベースの整備により後押しする。(再掲)
- ⑯ 女性起業家に対するハラスメントも含め、相談を受け付ける「みんなの人権110番」等について、引き続き周知を図る。(再掲)
- ⑰ 大学を核とした地域の女性人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた大学間・産学官連携の強化等を通じて、大学を活用した地方創生の取組を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図るなど、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組を推進する。

イ 農林水産業における男女共同参画の推進

- ① 農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事について、年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとの各根拠法における規定を踏まえ、女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する。また、地方公共団体、農業団体の意思決定層等に対し、女性登用を進めるための意識啓発を図るとともに、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。
- ② 幅広い視野と能力を有し、地域をリードできる女性農業経営者を育成するため、経営力や組織の管理能力等の修得に向けた研修を実施するとともに、地域レベルや都道府県域を超えた女性グループの形成やその取組を支援する。
- ③ 全国の市町村において、地域の協議に基づき、地域農業の将来の在り方や農地利用を明確化する「地域計画」の策定に必要となる協議の場において、女性農業者をはじめとする地域の関係者の積極的な参画を推進する。
- ④ 女性の林業経営への参画等により、地域全体における林業を活性化するため、経営者や従事者に対する研修やセミナー等を行うとともに、森林・林業に関心のある女性に対して、女性林業グループの取組の発信を行う。
- ⑤ 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって

取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。

- ⑥ 認定農業者制度における農業経営改善計画申請の際に夫婦などによる共同申請を通じて、女性の農業経営への参画を推進する。
- ⑦ 「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」において、企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農林水産業者が活動しやすい環境を作るとともに、メンバーの多様な経験・知見を活かした人材育成の強化に取り組む。
- ⑧ 家族経営協定を締結した女性農業者や女性が役員の過半を占める農業法人等に対する融資の活用を促進する。
- ⑨ 農業や家事の分担・負担度合いを見直すワークシートの活用やそれを踏まえた家族経営協定の締結により家族間での役割分担や就業条件の明確化を推進する。
- ⑩ 女性グループが行う漁業生産活動に対する融資の活用を推進することにより、女性が行う水産業に関連する経営や起業等を支援する。
- ⑪ 女性の就農希望者等に対し、就農相談会、農業法人による会社説明会、就農促進PR活動、農業者による高校や大学等教育機関への出前授業等を通じて、農業への理解を促進する。また、就農に当たっては、家族経営協定を締結した夫婦等での共同申請を含め、認定新規就農者制度の活用を推進する。
- ⑫ 女性農業者の農業者年金への加入を促進する。
- ⑬ 女性の就農促進や継続的な雇用に向け、女性活躍推進法等に基づく一般事業主行動計画の策定等を通じて、子育て等のライフステージにも合わせた、女性が働きやすい環境整備等をソフト・ハード両面から推進する。
- ⑭ 農山漁村が女性・若者に選ばれるための受入拠点の整備等を促進するため、「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームにおいて、農林水産業と他分野の企業との連携を図り、現場での案件形成を促進していくとともに、優良事例を発信し、普遍化を図る。
- ⑮ 性別役割分担意識等によるジェンダー・ギャップ解消に向けた啓発及び経営で手腕を発揮するロールモデルの提示や女性登用・支援の一層の推進のための表彰等を通じ、女性が農業分野で活躍できる環境づくりを促進する。
- ⑯ 農作業の自動化等を通じて身体の負担軽減や作業時間の短縮に資するスマート農業技術により、女性や高齢者などでも活躍しやすい農業を実現するため、多様なプレーヤーが参画したスマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）において、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援、人材育成等を行い、スマート農業技術の開発と普及の好循環の形成を推進する。

ウ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。（再掲）
- ② 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行うとともに、各地方議会におけるデジタル技術を活用した議会運営やプライバシーへの配慮に関する取組、候補者となりうる女性の人材育成等にも資する「女性模擬議会」や「議会モニター」等の優良事例について情報提供を行う。（再掲）

- ③ 地方公務員の女性職員の活躍に資する取組について、各地方公共団体の実情に即し、主体的かつ積極的に取組を推進するよう要請する。また、改正女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画について数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、公表義務が拡大される情報公表について、適切に対応する。また、各団体の取組について、比較できる形での更なる「見える化」を行う。
- ④ 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進する。(再掲)

エ 地域に根強い固定的性別役割分担意識等の解消

- ① 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。
- ② 「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。

2 地域活動における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

- 性別に捉われることなく、多様な住民の地域活動への参画やリーダーとしての女性の参画は、異なる視点による課題解決や社会的な公平性の向上など、地域社会の活性化や持続可能な地域社会を構築する上で重要である。
- 特に地域活動における女性リーダーの存在は、意思決定の場における多様性が確保されることや、他の女性にとってのロールモデルとなり、自治会・PTA・防災組織など、多様な住民の地域活動への参画にも寄与することから、女性人材の育成等の取組を推進する。
- また、多様な背景を持つ関係人口⁷⁷等との連携による地域内外のネットワーク強化等により、地域に新しい視点や価値観をもたらし、地域課題の解決を促進する。

(2) 具体的な取組

ア 女性リーダー等の活躍の推進

- ① PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。
- ② 学校・保育所の保護者会(PTA等)や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。

イ 関係人口等との連携による男女共同参画の推進

- ① 地方公共団体が三大都市圏等の企業等の人材を地域の課題解決の即戦力として活

⁷⁷ 特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々。

用する「地域活性化起業人」や、都市地域から条件不利地域に住民票を異動した者を地域の課題解決に活用する「地域おこし協力隊」の仕組みを通じた地域の担い手の確保の取組を積極的に支援する。

また、地方公共団体が女性の人材育成や地域企業とのマッチング等に取り組む場合の経費を支援する「事業承継等人材マッチング支援事業」や産官学金労言の連携により地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」により、女性の活躍に向けた取組を支援する。

- ② 一部の地方公共団体においては、ジェンダー・ギャップ解消のため、地域外からの専門家や企業と連携するなど、関係人口を活用することにより、地域の実情に応じた様々なステークホルダーを適切に捉えた効果的な取組が行われている。全ての地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じた取組を選択し実施できるよう、研修や会議などの場を活用しながら、このような取組事例の横展開を促進する。
- ③ 若者や女性の「働きがい」と「働きやすさ」の両面を向上させていく「地域働き方・職場改革」を起点とし、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を含めた地域社会の変革に取り組む。今後、3～5年程度における先行的な地方公共団体の成果等の蓄積を通じ、全国的な波及を目指していく。

3 官民連携による男女共同参画の推進

（１）施策の基本的方向

- 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、様々な主体（経済団体、労働団体、農林水産団体、金融機関、企業、大学、地縁団体、民生委員・児童委員や保護司、女性団体をはじめとするNPO・NGO等）との連携強化を含め、地方公共団体における男女共同参画の取組を推進する。
- 男女共同参画機構は、連携・協働の促進、人材の育成・確保に取り組むことで、各地の男女共同参画センターを強力に支援し地域における諸課題の把握とその解決を推進する。
- 男女共同参画センターが、地域の様々な関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点としての役割を果たせるよう、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」も活用した不断の効果検証を促す。

（２）具体的な取組

ア 地方公共団体における関係機関・団体との連携

- ① 男女共同参画社会基本法で努力義務となっている市町村男女共同参画計画の策定は、男女共同参画社会を形成していく上で、極めて重要である。特に、策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好事例の収集・発信、専門家派遣などにより、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促す。
- ② 地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で、地域の実情に応じて行う、多様で柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材・女性起業家の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、学び直しやキャリア形成の支援、女性活躍推進法

に基づく事業主行動計画の策定等にかかる中小企業・小規模事業者への支援などの取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については、地方財政措置が講じられており、各地方公共団体の状況に応じて、自主財源の確保を働きかける。(再掲)

- ③「若者や女性にも選ばれる地方」の実現のため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた独自のジェンダー・ギャップ解消に向けた取組を、計画から実施まで、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援する。
- ④ 一部の地方公共団体においては、ジェンダー・ギャップ解消のため、地域外からの専門家や企業と連携するなど、関係人口を活用することにより、地域の実情に応じた様々なステークホルダーを適切に捉えた効果的な取組が行われている。全ての地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じた取組を選択し実施できるよう、研修や会議などの場を活用しながら、このような取組事例の横展開を促進する。(再掲)

イ 男女共同参画機構としての取組の推進

- ① 男女共同参画機構の設立後、同機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、男女共同参画を担う人材の確保等に向けた研修や地域の男女共同参画に関する専門的な調査研究を行うとともに、全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援するセンターオブセンターズとして、男女共同参画センターを拠点とした地域におけるネットワーク形成の支援や男女共同参画センターが行う好事例の収集・提供、個別事業の実施方法に関する助言等に取り組む。

また、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。

- ② 併せて、全国各地の男女共同参画センターが地域における男女共同参画に関する状況と課題等を把握するために必要なノウハウや手法等についても検討・提供し、男女共同参画センターから情報を集約し、就労状況など統計データをはじめ、地域における男女共同参画の実態をきめ細かく把握する。

ウ 男女共同参画センターの機能の強化・充実

- ① 令和7（2025）年の男女共同参画社会基本法の改正により、同法に男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることを規定するとともに、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課すこととした。

これを踏まえ、国としては、男女共同参画センターが「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」も活用し、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、同法に定められた役割を十全に果たせるよう不断の効果検証を促す。

- ② 男女共同参画機構及び各地の男女共同参画センター相互間で必要な知見及びノウハウを共有するための情報プラットフォームの構築・運用や、同機構の保有する

史・資料のデジタル化を進めること等により、男女共同参画センターにおける事業及び各地方公共団体における男女共同参画に関する施策の企画・立案に、男女共同参画機構や他の男女共同参画センターの知見及びノウハウを円滑に活かすことが出来る環境を整備する。

- ③ 男女共同参画センター等を拠点として、地方公共団体が実施する、様々な課題や困難を抱える女性に寄り添った相談支援や、男性の望まない孤独及び孤立の解消等のための相談員の育成を含めた男性相談の取組など、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、好事例の横展開を図り、相談支援の取組の充実等を促す。(再掲)

4 環境問題への取組における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

- 気候変動をはじめとする環境問題への対応にあたっては、持続可能な社会への実現に向けた国際的な潮流を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、環境問題が男女に与える影響やニーズの違いを考慮するなど、男女共同参画の視点が反映されるよう積極的に取り組む。

(2) 具体的な取組

- ① 気候変動問題等の環境問題や環境に影響を与える産業政策・エネルギー政策の政策・方針決定過程における女性の参画拡大を図る。
- ② 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進する。(再掲)
- ③ 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別データを把握し、女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を行う。